

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2024年11月15日

【発行者の名称】

株式会社エスアイイー
(SIE Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 藤 正幸

【本店の所在の場所】

東京都千代田区神田松永町18ビオレ秋葉原ビル3F

【電話番号】

03-6206-8414

【事務連絡者氏名】

取締役 藤井 聖士

【担当 J – A d v i s e r の名称】

宝印刷株式会社

【担当 J – A d v i s e r の代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白井 恒太

【担当 J – A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当 J – A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2024年12月19日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定です。

当社は、上場に際して投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社エスアイイー

<https://sie.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期 中間期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年6月
売上高 (千円)	3,955,734	4,685,130	5,323,240	2,870,911
経常利益 (千円)	95,171	255,231	174,032	114,620
当期(中間)純利益 (千円)	72,796	183,421	114,788	79,427
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
純資産額 (千円)	220,619	403,451	518,240	447,667
総資産額 (千円)	1,152,220	1,642,441	1,664,229	1,730,260
1株当たり純資産額 (円)	73.48	134.42	172.69	149.16
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	50 (-)	- (-)
1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	24.27	61.14	38.26	26.48
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	19.1	24.6	31.1	25.1
自己資本利益率 (%)	39.6	58.8	24.9	16.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	130.7	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	329,021	44,973	144,817
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	△4,471	△49,358	△25,353
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	84,624	△53,936	△151,968
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高 (千円)	406,600	815,775	757,454	724,950
従業員数 (名)	779	938	1,053	1,126

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

4. 第20期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けておりますが、第18期及び第19期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
5. 第21期中間会計期間の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズの中間監査を受けております。
6. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度及び中間連結会計期間に係る経営指標等の推移については、記載していません。
7. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載していません。
8. 第20期の1株当たり配当額は、20周年記念配当であります。

2 【沿革】

発行者は、2004年東京都中央区において、ITの専門教育に特化したITスクール事業を目的として、現在の株式会社エスアイイーの前身である有限会社エスアイイーとして当社代表取締役である藤正幸により設立されました。

当社設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2004年6月	東京都中央区に有限会社エスアイイーを設立
2004年6月	ITスクール「セキュアネットワークアカデミー」(現システムアーキテクチュアナレッジ)の運営開始 システム受託開発サービスを開始
2006年6月	本社を東京都千代田区へ移転
2006年9月	株式会社エスアイイーに組織変更
2008年7月	人材派遣サービスを開始
2009年8月	人材紹介サービスを開始
2010年6月	本社を東京都千代田区内で移転 ITスクール「秋葉原校」を開校
2012年8月	メディアサービスを開始
2014年7月	ITスクール「新宿校」を開校
2015年7月	セキュリティサービスを開始
2015年11月	IT技術者のTECHブログ「TECH PROJIN (テックプロジェクト)」の運営開始
2019年2月	台東オフィスを設置
2019年3月	ゲーム企画・開発サービスを開始
2023年10月	IT技術者育成に特化した定額制のオンライン学習サービス「BOOKNS」リリース
2023年10月	企業内教育支援ツール「BOOKNS FRAME」リリース

3 【事業の内容】

当社は、「IT教育で人と社会に貢献する」を企業理念とし、「顧客（企業）には、一定の品質・スキルを持った人材サービスやコンテンツサービスを提供する」、「顧客（個人）には、未経験者でもIT技術者になれる教育を提供する」、「社員には、最新IT技術や上位IT資格の習得などスキルアップの教育の提供で長く働く環境を提供する」を実現するため、「ITスクール事業」、「人材ソリューション事業」、「コンテンツソリューション事業」の3つの事業を展開しております。

当社は、コアコンピタンスである教育工学（※）を追求したIT教育を軸に置き、顧客（個人）に対してIT教育の提供と、IT技術者を必要とする顧客（企業）に対して、IT人材によるサービスを提供するプラットフォームとして事業を展開しております。

当社の手掛けるITスクール「システムアーキテクチュアナレッジ」では、教育の要となる講師を「コンテンツソリューション事業」において最新の情報技術及びトレンドをリアルタイムで習得している現役のIT技術者が務め、経験の有無やスキルステージに合わせたIT人材の育成を行っております。IT業界は慢性的な人材不足に陥っており、今後も需要の拡大が見込まれるなか、ITスクールでは未経験者を育成することにより、新たなIT人材を輩出することが可能と考えています。

また他社では未経験者よりも経験者を採用する傾向にありますが、当社はITスクールを持つことで、自社で育成を行う体制が確保されていることから、経験の有無に関わらず正社員として採用することができ、IT人材として早期に育成して、顧客（企業）にサービス提供することが可能です。

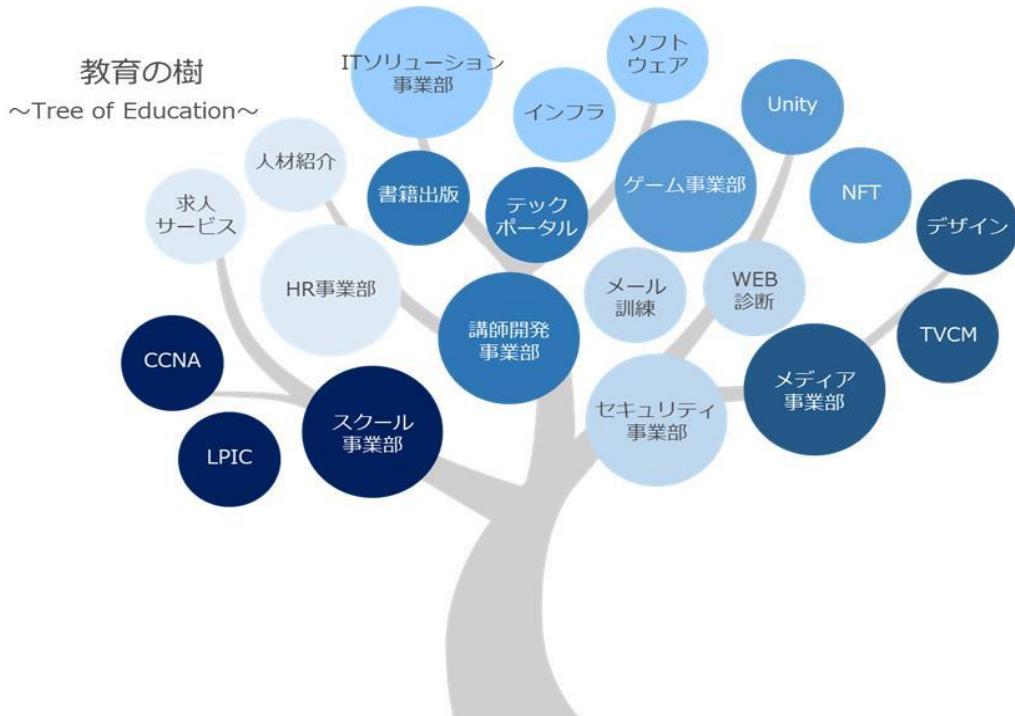
このように、当社のビジネスモデルは、顧客（個人）には「ITスクール事業」を通じてIT教育を提供し、顧客（企業）には「ITスクール事業」において教育したIT人材を活用する「人材ソリューション事業」の枠組みの中でサービス提供しております。「コンテンツソリューション事業」を通じて習得した最新のITスキルを活用した、高度なIT教育が事業運営のベースとなっており、事業間のシナジーが強いビジネスモデルとなっております。以上から、当社において売上の約9割を「人材ソリューション事業」が占めておりますが、「人材ソリューション事業」は、「ITスクール事業」と「コンテンツソリューション事業」による当社の「IT人材育成力」がビジネス全般を支えているものと考えております。

なお、当社のビジネスモデルは、以下の通りです。



※教育工学：教育改善のために実践的に貢献する学際分野であること、教育成果を上げる技術・工夫を体系化していくことを目的とした学問のことです。（日本教育工学会 2000 年）

当社事業展開「教育の樹」



(1) IT スクール事業

IT 分野に特化したスクール「システムアーキテクチュアナレッジ」を秋葉原校と新宿校を拠点とし、運営しております。「システムアーキテクチュアナレッジ」では、Open the door to Change your Life.（人生を変える扉を開こう）をスローガンに IT 未経験者を中心に個人向けサービスとして、IT 分野の資格取得から企業への就転職サポートを行っており、法人向けサービスとして、新入社員、中途社員、既存社員それぞれのスキル水準に対応した法人研修サービスを実施しております。

技術革新のスピードが速く、何かと学ぶことが多いのが IT 技術であることから、いかに効率的な学習ができるかを、当校では常に模索しています。その答えの一つが、当校が独自に開発したハイブリッドトレーニングシステム「BOOKNS」です。

通常のライブ講義に加え、過去の講義の板書を収録したビデオオンデマンドシステムを予習・復習に取り入れることで、質の高い学びを繰り返し行うことができます。

限られた学習時間の中で効率的な学びが求められる社会人や学生の方に、評価いただいている学習メソッドです。

(個人向けサービス)

顧客（個人）に向け、IT 分野の資格取得から企業への就転職サポートを行っております。

資格取得に関しては、IT 分野の知識がない初心者からスキルアップを目的とした経験者まで、幅広い受講生に対応するために多種多様な講座を提供しております。各分野の講座は現役の IT 技術者が講師を務めるため、最新の技術・業界動向に基づいた内容を提供しております。

また、企業への就転職サポートに関しては、資格取得への付加サービスではなく、就転職までを学習の目標として、「人材ソリューション事業」のエージェントチームにより履歴書の作成指導や面接対策、求人紹介といった一連のサポートを高い精度で希望する全受講生に提供しております。

(法人向けサービス)

顧客（企業）の新入社員、中途社員、既存社員それぞれに対応した法人研修サービスを実施しております。研修については、技術分野や実施形態の要望に応えるため、短期集中型やプロジェクト体験型、夜間・休日実施などに対応した「カスタマイズ研修サービス」と、より研修コストを削減したいという顧客ニーズに応えるために、1人からでも研修可能な「合同研修サービス」を提供しております。個人向けサービス同様、これらの研修では講師である現役IT技術者により、最新の技術・業界動向に基づいた内容を提供しております。

(2) 人材ソリューション事業

IT分野に特化した技術者のSES（注）・請負・人材派遣を行っております。顧客のニーズに合った即戦力となるIT人材をアサインすることで顧客が抱える人材不足を解消致します。また、IT分野に特化した人材紹介サービスを行っております。顧客が求めるスキルや人物像を丁寧にヒアリングすることで、採用のミスマッチを削減することが可能となります。

（注）SES（System Engineering Service）とは、システムやソフトウェアの開発・運用などで行われる委託契約の一種で、対象物の完成などを目的とせずに特定の業務への技術者の労働の提供を行う契約のことあります。

(ITソリューションサービス)

国内IT業界においては、即戦力となる人材は慢性的に不足している状況であり、画一的な採用だけでは技術人材の安定的な確保は困難な状況です。当社では、IT未経験者を正社員として採用し、当社ITスクールにてITの基礎教育を行ってうえで、業界動向にあった最新のIT技術をカリキュラムに加えることにより顧客のニーズに合ったスキルを有するIT技術者の育成が可能となっております。契約先は、大手SI会社が多く、ネットワークやサーバは様々な業界や企業で利用されているため、エンドユーザーの業界は多岐に渡ります。なお、当社の技術者が提供可能なサービス内容は多岐に渡りますが、主なサービス内容はネットワーク設計・構築／サーバ設計・構築／検証・評価／保守・運用等／監視／ヘルプデスクがあります。当サービスは、人材ソリューション事業の大部分を占める当社の主力事業となっております。

(人材紹介サービス)

人材紹介サービスでは、優秀な人材をリーズナブルに採用したいという顧客（企業）ニーズに応えるため、完全成功報酬型を採用しております。顧客（企業）は初期費用を削減できることから、安心して採用計画を立てることができます。

また当社は、転職サイト「転職求人@PRO人」やITスクール「システムアーキテクチュアナレッジ」などの多彩な自社サービスを駆使して転職希望者を集めることができるために、エントリー層からハイエンド層まで幅広い人材の紹介が可能です。

(3) コンテンツソリューション事業

各種コンテンツ制作やセキュリティ関連サービスの提供、システムの受託開発等を行っております。学習トレーニングシステムである「BOOKNS」、「BOOKNS FRAME」の開発、ゲーム企画・制作、Webサイトや情報システムなどの脆弱性診断やシステム開発・運営など、新技術が扱われる分野に広く事業を展開しております。これらの業務によって習得した新技術等をもとに学習用テキストを制作し、当社ITスクールでの新規講座を開設するなど社内外へIT教育のブラッシュアップを行っております。

① BOOKNS



「学ぶ」と「教わる」がひとつになって、学習成果にはっきりと違いが出る。
今までになかった、ITエンジニア教育に特化した学習アプリ。

開講 20 年以上の実績を誇るシステムアーキテクチュアナレッジでのノウハウを活かし、IT 技術者の育成に特化したオンライン学習サービス「BOOKNS」を自社で企画、開発、運用を行っております。システムアーキテクチュアナレッジの講師が作成した最新の IT 技術を盛り込んだオリジナルテキストに加え、コーチングやリモートラボ機能などを兼ね揃え実戦で役立つ学びを提供しております。

② BOOKNS FRAME



BOOKNS FRAME

ブックネス・フレーム

当社のオンライン学習サービスである「BOOKNS」の枠組みを活用し、各企業独自の資料や文章などから自動で e ラーニング化が可能となるサービスです。「BOOKNS FRAME」は独自の動画作成機能や抄管理機能、AI による自動問題作成機能が備わっており、誰でも簡単に社内勉強会、研修、業務文書などを教育コンテンツ化することが可能となり、社内業務ノウハウの再活用やリスクリミングなどの教育をスムーズに行う手助けをし、企業の学びをサポートしております。

③ ゲーム企画、開発サービス

当社は、スマートフォンアプリゲームや PC ゲームの企画、開発及びプロデュースを行っております。

ゲーム開発会社に対し、プロデュース、ゲームの受託開発やプロモーションサポートなどを手掛けております。

④ セキュリティサービス

当社は、WEBシステムへの不正アクセス等の対策として、セキュリティシステムの脆弱性診断サービスを提供しております。また、セキュリティ技術者派遣やセキュリティ教育研修も実施しております。

(a)脆弱性診断

ITシステムの脆弱性を洗い出してそのリスクを評価することで、ITシステムベンダーとその顧客等にかかる脅威に対抗する適切かつ効果的な解決策を検討・選択するためのサービスを提供しております。当社は、ITシステムの開発・保守運用、及びセキュリティ関連業務の経験やノウハウを持った専門家チームが問題解決することで顧客の課題やITシステムの特性を踏まえてスピーディな対応が可能となります。

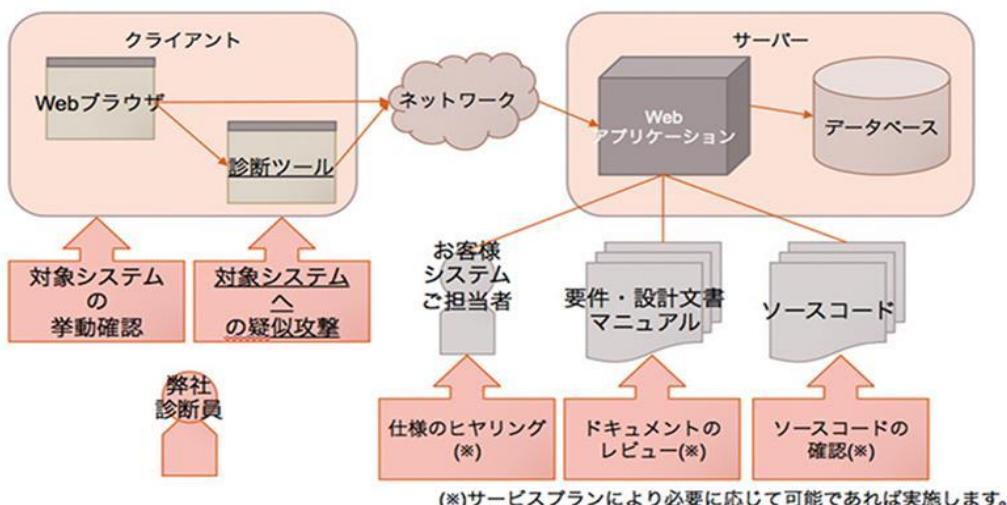
また、WEBアプリケーション脆弱性診断サービスでは、無料の診断サービス「脆弱性診断サービス・ZERO」を展開しており、指定されたURLに対して脆弱性診断ツールにて診断を実施します。

さらに、「脆弱性診断サービス・ZERO」で危険性が発見された場合、診断のプロの目でWEBサイトを細かく見てほしいという顧客ニーズに対応するため、脆弱性診断の有料診断プランも提供しております。有料診断プランでは、脆弱性診断ツールと専門の診断員による手操作での確認を組み合わせて、きめ細かく、深く診断を実施し、CMS、EC、ソーシャル、ゲーム、Webサービス(API)など幅広く対応しております。

なお、当社はWEBアプリケーションのみならず、スマートフォンアプリケーションの脆弱性診断サービスも実施しております。

エコノミープラン	スタンダードプラン	エキスパートプラン	クイックプラン
はじめて診断を受診される方、大まかにリスクを把握されたい方向けのプランです。	セキュリティ対策を実施し、サイトの安全性を高めたい方向けのプランです。	システム開発サイクルまで踏み込んで、安全なWebサイトを実現させたい方向けのプランです。	検出された脆弱性を速やかに改修されたい方向けのプランです。

診断作業の実施イメージは以下のとおりであります。



(b)セキュリティ技術者支援

顧客ニーズに対応するスキルを有する技術者を選定した上で派遣しております。例えば、セキュリティベンダーに対してはセキュリティサービスにおける関連業務向けの技術者を、システムインテグレーション事業者に対しては開発・保守運用業務におけるセキュリティ関連業務向けの技術者を、エンドユーザーに対しては情報セキュリティセクションにおけるセキュリティ関連業務向けの技術者を派遣しております。

(c)セキュリティ教育研修

システム開発業者向けに情報セキュリティの基礎から、主な脆弱性の理解、セキュアコーディングを演習中心で教育するための「セキュアコーディング研修」と当社内のノウハウを活かした診断業務従事者を養成するための「脆弱性診断員養成研修」を実施しております。

⑤ ワンストップソリューションサービス

システム構築・運用に係るアウトソーシングサービスからコンサルティングサービスまで、ワンストップソリューションを提供しております。

(a)システム構築・アウトソーシング

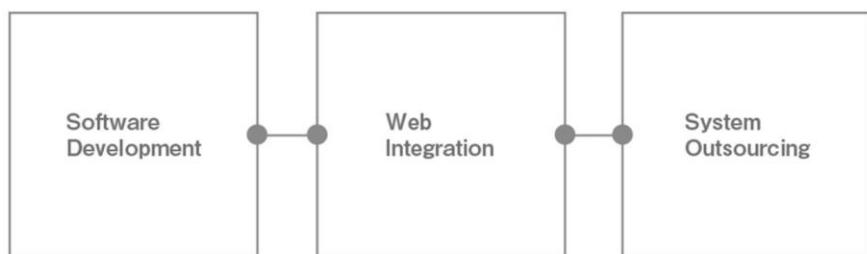
システムの要件定義から設計、構築、検証・テストまで一括して対応しております。

(b)システム運用・アウトソーシング

システム運用のアウトソーシングニーズに対応しております。リモート監視やハウジングのみの提供からシステム構築から運用までを一貫して受託するフルアウトソーシングまで、顧客のニーズにあった形でシステム運用のアウトソーシングを実現しております。

(c)システムコンサルティング

システムセキュリティコンサルティングから運用コンサルティングまで幅広く対応しております。

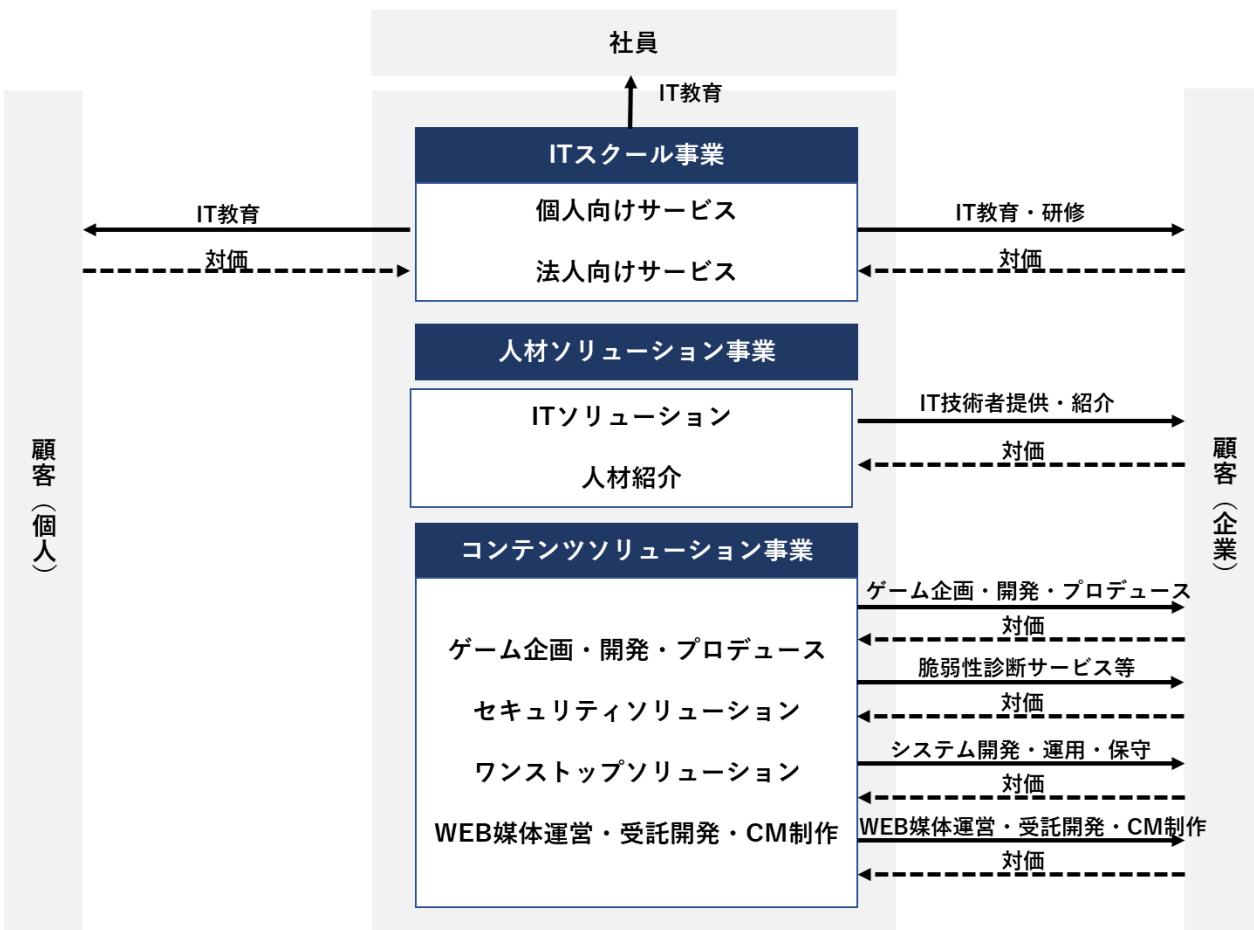


⑥ メディアソリューションズ

顧客（企業）からの要望や自社 Web サイトなどの WEB 媒体運営、受託開発、CM 作成を行っております。以下は自社 Web サイトの一覧となります。

サービスロゴ	サービス概要
	「転職求人@PRO人」は、高度な IT スキルを有するスペシャリストの採用に特化した求人サイトとなります。大手・上場企業、ベンチャー企業など、IT・WEB・ゲーム業界を中心に優良企業 500 社以上から延べ 1,000 件以上の求人を掲載しており、IT 技術者、デザイナー、クリエイター、マーケター、営業など IT・WEB 業界の様々なスペシャリストの高い集客力を持つ求人サイトであります。
	現役の IT 技術者が執筆する、IT 系・WEB 系テクニカルブログサイトであります。月間で約 30 万 PV、ユニークユーザー数で約 10 万アカウントの利用があります。
	IT 技術者の育成に特化した定額制のオンライン学習サービスである「BOOKNS」を紹介するページであります。個人向けだけでなく、法人や学校等の教育機関からも活用されております。

当社の事業系統図は下記の通りであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年10月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,174	30.23	3.8	3,931

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第20期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当期におけるわが国の経済は、ウィズコロナ下で経済活動が改善してきたことにより、景気は緩やかな回復をしてきました。6月17日には「経済財政運営と改革の基本方針2023」が閣議決定され、コストカット型経済から持続的な貨上げや活発な投資がけん引する成長型経済へ変革するため、新しい資本主義の取組を加速させる施策などの各種政策により、雇用・所得環境が改善や景気の回復が図られてきました。更に11月2日には「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」が閣議決定され、成長型経済への変革を力強く進める供給力の強化策と不安定な足元を固め物価高を乗り越える生活実感の改善策により、投資と消費の力強い循環につなげる政策を政府は推進してきました。

一方、世界的な金融引締めに伴う影響や中国における不動産市場の停滞にともなう懸念など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスク、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響が懸念されるなど、先行きが不透明な状態が続きました。

(ITスクール事業)

法人からのリピート利用に加え、IT人材の逼迫感が高まる中で未経験者の採用にかじを切る企業が増加しており、IT教育のニーズが高まっております。年間を通じて法人案件の受注が安定的に増加するなど、順調に推移いたしました。

(人材ソリューション事業)

DX化の進展に伴いIT技術者の派遣が順調に伸びています。一方で、景気が回復したことにより各社の採用が活発化したことの中途採用者の採用が計画通りに進みませんでした。このような環境に対応するため、新規顧客の開拓や派遣スタッフの稼働率の向上を図ることで、堅調な業績推移を達成することが出来ました。

(コンテンツソリューション事業)

セキュリティ関連の需要が高まるなか、脆弱性診断の受注が伸びました。

以上の結果、売上高は5,323,240千円（前期比13.6%増）と順調に推移しましたが、売上総利益は、採用費や人件費の増加で940,970千円（同3.8%増）にとどまりました。経常利益は、本社スタッフの増員など人件費の増加により174,032千円（同31.8%減）となりました。当期純利益は114,788千円（同37.4%減）となりました。

第21期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

当中間会計期間（2024年1月1日～2024年6月30日）におけるわが国の経済は、前期に引き続き、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続きました。

一方で、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっております。

このような経済状況のもと、当社の事業領域であるIT市場におきましては、企業のデジタルビジネス化に向けたITシステムの移行や最新化、DX実装に向けた需要がいずれも活発化し市場は拡大しております。また、市場拡大に伴うIT人材不足の懸念は高まっており、より一層IT人材への需要は高まっております。

(ITスクール事業)

前期に引き続き、IT未経験者の採用を拡大する動きが続き、当社のIT研修に対する引き合いが増えたことから、順調に推移しました。

(人材ソリューション事業)

採用競争の激化により、人材の確保に一時苦戦をしたものの、媒体、プロモーションの見直しや賃金引上げなどの人的投資といった各種施策を実施したことで復調いたしました。IT人材に対するニーズは引き続き旺盛であり、売上高は、新規顧客の獲得などにより高い稼働率や派遣条件の見直しにより好調裡に推移しました。

(コンテンツソリューション事業)

引き続き世界情勢の悪化に伴うハッキングなどのセキュリティリスクが顕在化したことによるセキュリティ事業への需要は増加傾向となっています。

その他、当期から激化する人材確保のための人的投資として追加の一時金のための賞与引当金の積立を実施しております。

以上の結果、売上高は2,870,911千円、売上総利益550,192千円、経常利益114,620千円、中間純利益79,427千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第20期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ58,320千円減少し、当事業年度末には757,454千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、44,973千円（前期は、329,021千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益174,032千円の計上、及び未払金の増加58,438千円による収入があつた一方で売上債権の増加23,684千円及び法人税等の支払119,499千円による支出があつたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、49,358千円（前期は、4,471千円の使用）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出44,226千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、53,936千円（前期は、84,624千円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の返済50,000千円によるものであります。

第21期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ32,503千円減少し、当中間会計期間末には724,950千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、144,817千円となりました。これは主に、税引前中間純利益114,620千円の計上及び賞与引当金の増加130,516千円による収入があつた一方で、売上債権の増加54,590千円及び未払消費税等の減少27,454千円の支出を行つたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、25,353千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出20,094千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、151,968千円となりました。これは主に、配当金の支払
150,000千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

(2) 受注状況

当社はコンテンツソリューション事業において受注実績が存在するものの、金額的重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

(3) 販売実績

第20期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）における事業ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ITスクール事業	126,921	122.7
人材ソリューション事業	4,815,137	114.2
コンテンツソリューション事業	375,513	108.6
その他	5,668	31.9
合計	5,323,240	113.6

- (注) 1. その他は事業に属さない印税収入等となっております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満のため、記載を省略しております。

第21期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）における販売実績を事業ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高(千円)
ITスクール事業	134,702
人材ソリューション事業	2,609,698
コンテンツソリューション事業	123,581
その他	2,928
合計	2,870,911

- (注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

当社が対処すべき課題は、以下の通りであります。

① 人材の確保・育成、働く環境の整備

当社の将来にわたる持続的成長に向けて、優秀な人材の確保が重要であると認識しております。当社では、新規人材の採用など優秀な人材の獲得に向けて今後も当社の認知度向上やプランディングの強化に取り組むとともに従業員に対するOJT、Off-JTなどの研修による効果的な育成を推進していく方針であります。また、一人ひとりの社員が能力、個性を発揮しやすい環境を整備する為に、残業時間の低減や有給休暇の取得促進、リモートワークなどをはじめとした、仕事と育児・介護の両立支援や社員一人ひとりのキャリア形成支援をサポートする制度の整備・拡充といった、働く環境の整備に力を注いでまいります。

② 技術革新などへの対応

顧客企業において、従来のオンプレミス（注）の環境から災害などのリスク対策や保守、セキュリティ費用削減などの効果から様々なIT資産がクラウド化されるとともに、AIやIoTといったデジタル技術の革新により、新たな事業やサービスを生み出し、それらを活用しようとする動きが活発化しております。このような市場変化に対応するべく、当社では、常に最新の市場動向を反映するように教育事業の新規カリキュラムを作成し、それらを顧客のみならず社員にも活用することで新たなサービスやソリューションに対応し、顧客への新たな価値提供を目指してまいります。

（注）オンプレミスとは、情報システムを利用するに当たり、自社管理下にある施設の構内に機器を設置・配備・運用する形態となります。

③ 業務プロセスの改善

当社が今後も業務拡大を図り、企業価値を継続的に高めていくためには、基幹業務のシステム化や標準化などによる業務の効率化が重要であると考えております。当社では社内規程やルールを適宜見直すことやワークフローの徹底を行うことにより業務の効率化を行ってまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社は提供するサービスに関連して、個人情報や顧客の機密情報を取り扱っております。そのため、情報管理体制を継続的に強化することが重要であると考えております。

当社では一般財団法人日本情報経済社会推進協会運営のプライバシーマーク制度や情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格「JIS Q 27001：2014（4320305）」の認証取得や社内規程の整備等を行っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

⑤ コンプライアンスの遵守

当社は、事業運営に係る関連法令を遵守することは事業を継続するために特に重要であると認識しております。当社では関連法令の改正を適時に把握し、社内に周知できるよう社内規程等の適宜見直しを行うほか、定期的な研修を実施することで法令等の遵守に努めています。

4 【事業等のリスク】

当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について、以下に記載しております。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社はこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容を慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載事項は、本発行者情報公表日現在の事項であり、将来に関する事項は本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。また、以下の事業等のリスクは、すべての事業活動上又は投資判断上のリスクを網羅しているものではありませんのでご留意ください。

(1) 経済環境の変化について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の事業は、顧客企業のIT人材の需要動向の影響を受けます。当社の事業は、AI等による一部代替や効率化も想定されるものの、技術革新への継続的な対応が求められるため、需要減少のリスクは低いと考えております。また、IT人材獲得がより困難となることが予測される中、当社は社内で人材を育成することによりIT人材を創出できる企業として競合他社に比して優位性があると認識しております。しかしながら、経済環境が急激に悪化した場合には、顧客の需要が想定以上に減少し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 競争力について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の主力である人材ソリューション事業は、同種のビジネスを提供する国内企業等と競合が生じております。当社は、自社の教育事業のリソースを活用した人材育成により、専門性の高いIT技術者の育成コストを抑えながら人材を確保するとともに、顧客に対しては、教育、採用支援、派遣・紹介と包括的に人材支援サービスを提供することで、大手も含めた競合他社との差別化を図っております。

しかしながら、今後、競合他社による新たな付加価値の提供等により当社の競争力が低下した場合には、価格競争や需要の減少等により当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 人材の確保・育成について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、今後の事業拡大のために優秀な人材の確保、育成は重要な課題であると認識しており、積極的に人材を採用するとともに人材の育成に取り組んでいく方針であります。

しかしながら、当社が必要な人材を確保できない可能性、育成した人材が当社の事業に十分に寄与できない可能性及び人材が外部に流出してしまう可能性があります。そのような場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 自然災害等について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

近年多発している台風・大雨による水害等、地震による家屋倒壊、津波、火災や感染症等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 法的規制・許認可について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、労働者派遣法及び職業安定法による法的規制を受けております。当社は、これらの法規制等を遵守した運営を行ってきており、今後も法令等の遵守を徹底する社内規程の整備及び社内教育を行ってまいりますが、今後、新たな法令の制定や既存法令における規制強化等がなされ、当社の事業が制約される事態が発生した場合、若しくは万が一法令等遵守体制が機能しない事象が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社は事業活動に際して、厚生労働大臣より下記の許可を受けております。

許認可名称	監督官庁	許可番号	有効期限
有料職業紹介事業	厚生労働省	13-ユ-304181	2027年7月31日
一般労働者派遣事業	厚生労働省	派13-305604	2027年6月30日

当社は関係法令を遵守して事業を運営しておりますが、職業安定法に定める有料職業紹介事業者又は労働者派遣法に定める派遣事業主としての欠格事由に該当若しくは法令に違反する事項が発生した場合、有料職業紹介事業者又は事業の停止や派遣事業主の許可の取り消しをされる可能性があり、その場合には事業を営むことが出来なくなる可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、事業運営にあたり、多くの個人情報を保有しております。これらの情報の管理につきましては、社内規程を整備し、プライバシーマークの認証を取得するとともに、従業員に対する個人情報の取り扱いに関する教育を行うなどの対策を行っております。また、セキュリティソリューションサービスにおいては、各種規程類やガイドラインを整備・運用し、JIS Q 27001:2014の認証を取得し、情報セキュリティ管理に取り組んでいます。

しかしながら、これらの個人情報が外部に流出するような事態やコンピューターウイルスやサイバー攻撃、過失等により、情報システムの中止等が生じた場合は、当社の社会的信用の低下を招くとともに損害賠償請求訴訟の提起等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 特定の経営者への依存について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社の代表取締役藤正幸は、当社の創業者であり、経営方針や事業戦略等について、当社の経営の重要な部分を依存しております。現在、当社では同氏に過度に依存しないよう、取締役会等の重要な会議において役員及び執行役員の情報共有や内部管理体制の整備、人材の育成を行うなど体制の整備に努めていますが、何らかの理由により同氏による当社業務の遂行が困難となった場合には、当社の事業活動に影響を与える可能性があります。

(8) 感染症の拡大について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：1年から2年、影響度：中)

新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動は大きな影響を受けました。現時点では収束に向かっているように見受けられます。しかしながら、新たな変異株等による感染の拡大や終息するまでの期間が長期化した場合、経済活動の停滞や当社顧客企業の事業所が休業となるなどの状況が発生して、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 配当政策について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、株主に対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討する方針であります。しかしながら、現在、当社は事業も成長段階にあることから、事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(10) 訴訟について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起している事実はありません。しかし、当社が事業展開を図る上で、取引先との関係に何かしらの問題が生じた場合や外部侵入等による機密情報の漏洩等、又は予期せぬトラブルが発生した場合、これらに起因した損害賠償の請求、

訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、レピュテーションの悪化等を通じて当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：権利行使期間内、影響度：小)

当社は役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。新株予約権の権利行使が行われた場合、当社株式が新たに発行され、当社株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は423,100株であり、発行済株式総数3,000,000株の14.1%に相当しております。

(12) 支配株主との関係について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の支配株主である藤正幸は、当社の創業者であり代表取締役であります。藤正幸と自身の資産管理会社である株式会社藤ホールディングスを含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の100%を所有しております。藤正幸及び株式会社藤ホールディングスは、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しておりますが、当社の意思決定について影響を及ぼし得る立場にあることから、支配株主の利益は、当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。

(13) 担当J-Adviserとの契約解除に関する事項について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することが出来る旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

< J-Adviser契約上の義務 >

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無でJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日

(当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。)、債務超過の状態でなくならなかつたとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがつて成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしがつて成立したものであることについて債権が記載した書面

b 本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となつた重要な事項が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となつた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至つた場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になつた場合。なお、これに準ずる状態になつた場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至つた場合に準ずる状態になつたと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行つた場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行つたことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画 又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託したこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動 とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑯ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑱ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑲ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成において、会計方針の選択・適用及び損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、人材ソリューション事業において、取引先との締め日と決算日が異なる場合は、決算日までの見積計上を実施しております。見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第20期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,438,696千円で、前事業年度末に比べ14,026千円減少しております。これは現金及び預金の減少58,320千円、売掛金の増加23,684千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は225,533千円で、前事業年度末に比べ35,814千円増加しております。これはソフトウェアの増加40,713千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は1,105,632千円で、前事業年度末に比べ89,064千円減少しております。これは短期借入金の減少50,000千円、未払法人税等の減少64,077千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は40,357千円で、前事業年度末に比べ3,936千円減少しております。これは長期借入金の減少3,936千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は518,240千円で、前事業年度末に比べ114,788千円増加しております。これは当期純利益の計上114,788千円が変動要因であります。

第21期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は1,489,577千円で、前事業年度末に比べ50,881千円増加しております。これは売掛金の増加54,590千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は240,683千円で、前事業年度末に比べ15,150千円増加しております。これはソフトウェアの増加14,095千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は1,244,204千円で、前事業年度末に比べ138,572千円増加しております。これは未払費用の増加20,160千円、賞与引当金の増加130,516千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は38,389千円で、前事業年度末に比べ1,968千円減少しております。これは長期借入金の減少1,968千円が変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は447,667千円で、前事業年度末に比べ70,572千円減少しております。これは剰余金の配当による減少150,000千円、中間純利益の計上79,427千円がその主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日（2024年12月19日）から12か月間の当社の運転資本は、自己資本により十分に確保されております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第20期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当事業年度における重要な設備投資、除却、売却等はありません。

第21期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

当中間会計期間における重要な設備投資、除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2024年6月30日現在

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積m ²)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	全社（共通）	事務所設備	2,171	1,986	10,002	—	14,160	1,101
秋葉原オフィス (東京都千代田区)	ITスクール事業	事務所設備	19,281	168	203	—	19,653	—
新宿オフィス (東京都新宿区)	ITスクール事業	事務所設備	939	—	—	—	939	7
台東オフィス (東京都台東区)	コンテンツソリューション事業	事務所設備	—	—	249	—	249	18
社宅 (東京都中野区)	全社（共通）	厚生施設他	1,064	—	—	57,240 (138.72)	58,304	—

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 各事業所の建物は賃借物件であり、年間賃借料は39,914千円(本社・秋葉原オフィス22,813千円、新宿オフィス15,066千円、台東オフィス2,034千円)であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な後発事象)に記載のとおり、社宅建築用土地を取得しております。社宅の具体的な建築計画は、今後、決定する予定であるため、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示することいたします。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	事業年度末現在発行数 (2023年12月31日)	公表日現在発行数 (2024年11月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	非上場	単元株式数 100株
計	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式423,100株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2021年11月30日臨時株主総会決議、2021年11月30日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年12月31日)	公表日の前月末現在 (2024年10月31日)
新株予約権の数(個)	296,826	274,533
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	8,369	1,433
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	296,826 (注) 1	274,533 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注) 2	50 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年12月1日～2031年11月30日	2023年12月1日～2031年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 50 資本組入額 25
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個の目的である株式の数は1株とする。

なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 下記の各事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

- i 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{額}} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}} \\ \text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。

- ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

- i 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- ii 新株予約権者が、(注) 3. i, ii に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- i 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 付与対象者の退職により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役5名、当社従業員388名となっております。

第2回新株予約権（2021年12月21日臨時株主総会決議、2021年12月20日取締役会決議）

当社は時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブ・プランを導入しております。

区分	最近事業年度末現在 (2023年12月31日)	公表日の前月末現在 (2024年10月31日)
新株予約権の数(個)	150,000	150,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,000 (注) 1	150,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注) 2	50 (注) 2
新株予約権の行使期間	2021年12月23日～2036年12月22日	2021年12月23日～2036年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 50 資本組入額 25
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

- (注) 1. 新株予約権1個の目的である株式の数は1株とする。

なお、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{額}} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交

換及び株式交付による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 50円（ただし、上記（注）2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 50円（ただし、上記（注）2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、50円（ただし、上記（注）2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が50円（ただし、上記（注）2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
- ii 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認める。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得の条件

- i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

ii 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イから亦までに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）5. iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii その他新株予約権の行使の条件

上記（注）3. に準じて決定する。

ix 新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）4. に準じて決定する。

x その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社は、ストックオプション制度に準じた制度として、第2回新株予約権を発行しております。当社の企業価値の増大を図るために当社及び当社子会社並びに関連会社の取締役、監査役、従業員、業務委託契約先等の社外協力者向けのインセンティブ・プランを導入することを目的として、2021年12月21日開催の臨時株主総会に基づき、2021年12月22日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託」という。）を設定しております。本信託に基づき、藤正幸は受託者に資金を信託し、当社は2021年12月23日にコタエル信託株式会社に対して第2回新株予約権を発行しております。

本信託は、当社の現在及び将来の役職員等に対して、その功績に応じて、現在の役職員に対して、将来の功績評価をもとにインセンティブ分配の多寡を決定することを可能とともに、将来採用された役職員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従ってインセンティブを分配することを可能とするものであります。第2回新株予約権の分配を受けた者は、当該新株予約権の発行要領及び取り扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	藤 正幸
受託者	コタエル信託株式会社
信託契約日（信託契約開始日）	2021年12月22日
信託の新株予約権数	150,000個
信託期間満了日（交付基準日）	受益者指定権が行使された日
信託の目的	第2回新株予約権 150,000個
受益者適格要件	受益者指定権者が受益者指定日に受益候補者の中から受益者として指定した者。なお、受益候補者は、発行会社及びその子会社・関連会社における、取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先（但し、いかなる場合にも、①委託者が個人の場合、委託者及びその親族並びにこれらの者を実質的支配者とする法人や組合を含まない、②委託者が法人の場合、委託者並びに委託者の実質的支配者及びその親族を含まない、③委託者が個人または法人のいずれの場合にも発行会社含まない）並びに、時価発行新株予約権契約の定めに基づき新たに設定された他の時価発行新株予約権信託における受託者としてのコタエル信託株式会社

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年11月17日 (注)	2,999,700	3,000,000	—	30,000	—	—

(注) 2021年10月21日開催の取締役会決議により、2021年11月17日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。

(6) 【所有者別状況】

2024年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	1	2	
所有株式 数 (単元)	—	—	—	10,100	—	—	19,900	30,000	
所有株式 数の割合 (%)	—	—	—	33.67	—	—	66.33	100.00	

(7) 【大株主の状況】

第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2024年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,000,000	30,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,000,000	—	—
総株主の議決権	—	30,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2021年11月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社従業員561名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載してあります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 【新株予約権等の状況】に記載してあります。

第2回新株予約権

決議年月日	2021年12月21日
付与対象者の区分及び人数	(2) 【新株予約権等の状況】に記載してあります。
新株予約権の目的となる株式の種類	同上
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 【新株予約権等の状況】に記載してあります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討する方針であります。第20期定時株主総会（2024年3月29日開催）において、会社設立20周年を記念し、1株当たり50円の記念配当（配当総額150,000千円）の実施を決議いたしました。

内部留保資金につきましては、事業の継続的な拡大・発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社では、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は毎年6月末日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性10名 女性-名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	一	藤 正幸	1977年5月2日	1996年9月 1998年10月 2001年1月 2003年6月 2004年6月 2007年6月 2008年8月 株式会社G&L 入社 株式会社NBA 入社 株式会社ネットワークサー ビスアンドテクノロジーズ (現ネットワンシステムズ株 式会社) 派遣社員 個人事業主として開業 当社創業 代表取締役 (現任) シーアールエス株式会社 取締役 株式会社アグハグラフ(現株 式会社ユイノテ) 取締役	(注) 3	(注) 5	3,000,000 (注) 6
取締役	第一営業部長	榎本 敏行	1964年1月28日	1982年4月 1983年4月 1988年4月 1994年10月 2008年9月 2008年9月 2019年12月 大東電業株式会社 入社 スバルコンピュータ株式会 社 入社 日本通信協力株式会社 入 社 株式会社NTCテクノロジー 入社 当社入社 当社総務部長兼営業部部長 当社取締役第一営業部長 (現任)	(注) 3	(注) 5	-
取締役	人材メディア部長	棚邊 努	1982年5月14日	2005年12月 2009年1月 2019年12月 株式会社CREレジデンシャル 入社 当社入社 当社取締役人材メディア部 長 (現任)	(注) 3	(注) 5	-
取締役	第二営業部長	河内 潤	1967年2月10日	1990年4月 1991年7月 1992年1月 2000年4月 2001年7月 2010年10月 2011年11月 2011年11月 2019年12月 三和建物株式会社 入社 日本広販株式会社 入社 旭硝子アメニテック株式会 社 (現 AGCアメニテック株 式会社) 入社 アルファ情報株式会社 入 社 ひばりネットシステム株式 会社 入社 株式会社クライム 入社 当社入社 当社営業部部長 当社取締役第二営業部長 (現任)	(注) 3	(注) 5	-

取締役 総務・財務部長	藤井 聖士	1968年9月11日	1991年4月 1991年4月 1999年3月 2008年2月 2008年2月 2011年4月 2014年4月 2017年4月 2019年5月 2019年12月 2020年11月 当社 取締役総務・財務部長（現任）	株式会社大塚商会 入社 株式会社オーエスケイ（現 株式会社OSK）出向 プライスウォーターハウス 株式会社（現 日本アイ・ビー・エム株式会社）入社 株式会社スクウェア・エニックス 入社 株式会社SGラボ 出向 株式会社スクウェア・エニックス オンライン事業部部長 同社執行役員兼株式会社スクウェア・エニックスモバイル スタジオ代表 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス 事業開発部部長 同社執行役員 当社 入社 当社 取締役財務部長 当社 取締役総務・財務部長（現任）	(注) 3	(注) 5	-	
取締役 -	杉山 貴彦	1976年11月15日	2000年6月 2001年1月 2004年1月 2006年3月 2021年4月 当社 入社 当社 取締役（現任）	株式会社コスマス 派遣社員 マンパワージャパン株式会社 派遣社員 株式会社インテリジェンス（現 パーソルキャリア） 派遣社員 当社 入社 当社 取締役（現任）	(注) 3	(注) 5	-	
取締役 -	杉山 直	1949年11月6日	1975年4月 1998年7月 2000年2月 2002年4月 2005年6月 2007年4月 2008年4月 2010年4月 2014年4月 2015年4月 同社 執行役員 横浜支店長 同社 常務執行役員 東京建築事業部副事業部長 同社 取締役専務執行役員 東京本店長兼東京本店建築事業部長 同社 取締役専務執行役員 建築本部長兼東京本店長 同社 代表取締役副社長執行役員 建築本部長	株式会社大林組 入社 株式会社マルチビルダー 出向 副社長 株式会社大林組 建築事業本部本部長室 部長 同社 IT戦略企画室 室長 同社 東京建築事業部 統括部長 同社 執行役員 横浜支店長 同社 常務執行役員 東京建築事業部副事業部長 同社 取締役専務執行役員 東京本店長兼東京本店建築事業部長 同社 取締役専務執行役員 建築本部長兼東京本店長 同社 代表取締役副社長執行役員 建築本部長	(注) 3	(注) 5	-	

				2017年6月 2018年6月 2022年6月 2022年10月	同社 特別顧問 同社 顧問 同社 退社 当社 取締役（現在）			
取締役	—	岡本 哲郎	1950年8月2日	1973年4月 2002年6月 2004年6月 2006年6月 2007年6月 2008年6月 2013年4月 2015年5月 2018年4月 2018年6月 2023年1月 2023年3月	三菱倉庫株式会社 入社 同社 横浜支店長 同社 東京支店長 同社 取締役常務役員補佐 同社 常務取締役 同社 代表取締役社長 同社 取締役会長 一般社団法人日本通関業連合会 理事 就任（現任） 三菱倉庫株式会社 取締役相談役 同社相談役 就任 当社 取締役（現任） 株式会社湘南カントリークラブ 取締役（現任）	(注) 3	(注) 5	—
常勤監査役	—	柳瀬 俊一	1952年7月28日	1977年4月 1981年9月 1986年2月 1991年12月 1998年8月 2016年2月 2016年10月 2017年2月 2019年12月	川崎重工業株式会社 入社 株式会社ノエビア 入社 日本ディジタルイクリップメント株式会社（現 株式会社日本HP）入社 キャダムシステム（現 日本アイ・ビー・エム・サービス株式会社）株式会社 入社 ネットワンシステムズ株式会社 入社 BIP株式会社 入社 野村不動産パートナーズ株式会社 入社 当社 入社 人事部長 当社 監査役（現任）	(注) 4	(注) 5	—
監査役	—	平田 尚士	1952年9月13日	1977年4月 1984年4月 1990年4月 1993年4月 1994年10月 1998年4月 2000年4月	明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社） 入社 同社江東支社亀戸営業所 所長 同社サンフランシスコ駐在事務所長 同社首都圏業務部 法人開拓グループリーダー 同社府中支社国分寺営業所 所長 明治生命保険代理社 出向マーケティング部長	(注) 4	(注) 5	—

				2004年 4月	同社営業企画部主席スタッフ 同社滋賀支社代理店営業部長		
				2006年 4月	同社総合代理店業務部主席スタッフ		
				2012年 9月	同社 嘴託契約		
				2018年 1月	株式会社筑波銀行営業推進部 派遣社員		
				2022年 2月	当社社外監査役 就任（現任）		
計							3,000,000

(注) 1. 取締役 杉山直及び岡本哲郎は社外取締役であります。

2. 監査役 平田尚士は社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2024年8月21日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2024年8月21日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 2023年12月期における役員報酬の総額は142,898千円を支給しております。

6. 代表取締役藤正幸の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社藤ホールディングスが所有する株式数を含めて記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

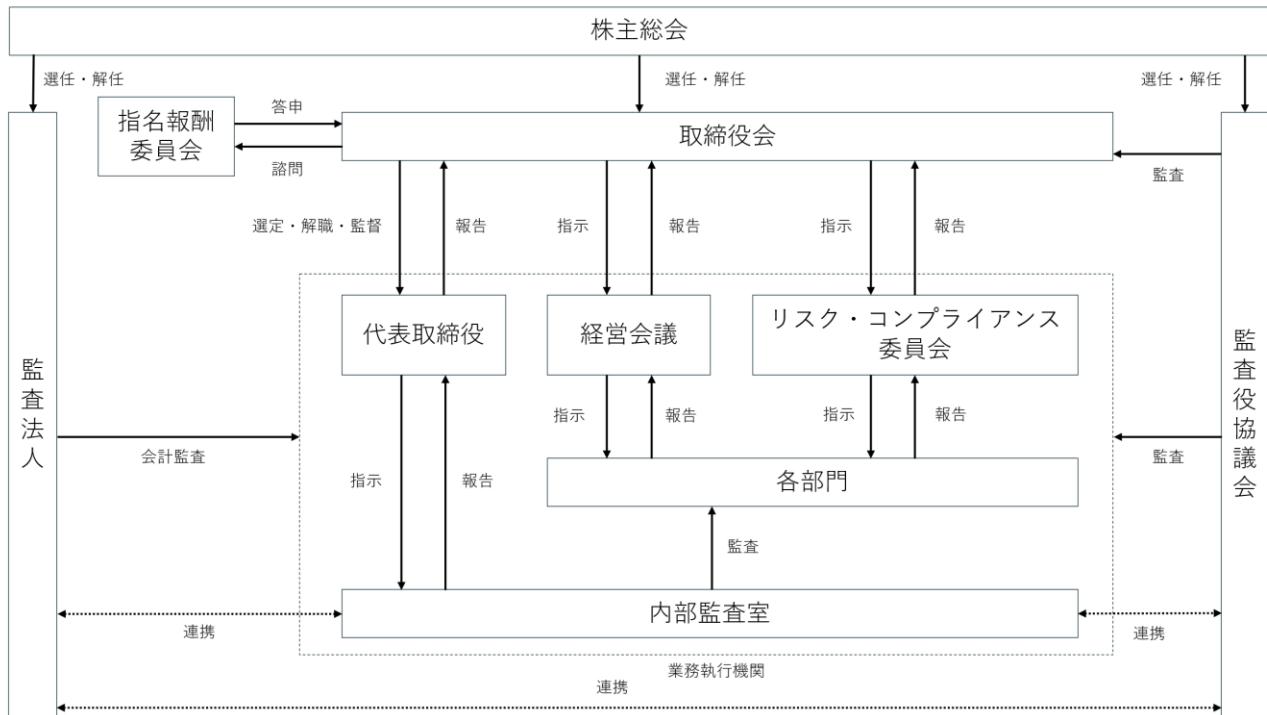
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めていく所存であります。

なお、当社の主要株主である藤正幸の持株比率は、藤正幸が所有する資産管理会社の所有株式を合計すると過半数となることから、支配株主に該当いたします。

当社は支配株主及び支配株主が所有する資産管理会社との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことも予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制を図示すると、次のとおりであります。



② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会及び監査役協議会を設置しております。

当該機関設計を採用する理由としては、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社事業内容や内部情報に精通している常勤取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される取締役会、社外監査役を含む監査役による経営監視体制による企業統治体制が適切と判断しているためであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役 8 名（うち社外取締役 2 名）で構成され、原則として月 1 回の定期取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令又は定款に定める事項及び「取締役会規程」に基づき、経営上の業務執行の基本事項について決定するとともに、その執行を監督しております。

b. 監査役協議会

当社の監査役協議会は、監査役 2 名（うち社外監査役 1 名）で構成されております。法令、定款及び「監査役監査規程」に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は当社の取締役会にも出席するほか、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般及び取締役の業務執行に関して適正な監視を行っております。

また、監査法人や内部監査室と綿密に連携を取りながら、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性の継続的向上を図っております。

c. 会計監査

当社は、監査法人 A&A パートナーズと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けるとともに、会計上の課題について適時協議の上、適正な会計処理に努めております。なお、2023 年 12 月期において監査を執行した公認会計士は木間久幸氏、永利浩史氏の 2 名であります。いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 8 名、その他 13 名であります。同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

d. 内部監査室

当社は、代表取締役の直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。「内部監査規程」及び内部監査計画に従い、独立した観点から内部監査を実施しております。内部監査指摘事項は代表取締役及び主管部門の責任者へ報告するとともに、重要事項については取締役会に報告しております。報告の結果、改善の必要がある場合には被監査部門に対して改善指示を行い、業務の適正な運営及び能率の増進や内部統制強化を図っております。

e. 経営会議

当社の経営会議は、原則として常勤取締役及び執行役員又は、部長・室長をもって構成され、必要に応じて、非常勤取締役及び監査役も出席しております。毎月1回以上開催するものとし、「経営会議規程」に定められた運営方法に従って、業務執行方針の協議、業務執行状況の共有、月次報告（財務報告・営業報告）、及び取締役会決議事項等について審議・協議を行っております。

f. リスク・コンプライアンス管理委員会

当社のリスク・コンプライアンス管理委員会は、代表取締役を委員長として、取締役、監査役、経営企画室長、内部監査室長、人事部執行役員により構成され、原則として四半期に一度開催しております。同委員会は、「リスク管理規程」の定めに基づき運営され、法令、定款及び当社の定める規程等リスク管理に関するルールについて協議を行っております。また、各部門よりリスク管理に関する報告を受ける体制としており、認識されたリスクについては発生要因の識別、評価及び対応措置を検討し、重大なリスクに繋がると判断された場合は取締役会に報告しております。多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。

g. 指名報酬委員会

当社の指名報酬委員会は、社外取締役を委員長として、社外監査役、常勤監査役により構成され、原則として年に一度開催しております。同委員会は、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として役員人事及び役員報酬制度に関する審議・取締役会への答申を行うことにより、経営の透明性の確保に資することを目的とし、「指名報酬委員会規程」の定めに基づき運営され、取締役及び執行役員の選任及び解任に関する審議、取締役の報酬等の方針の策定及び取締役個人が受ける報酬等の内容の決定を行っております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、上述のとおり、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「ビジョン」、「経営理念」、「行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。

ロ. 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うと共に、取締役から業務執行に関し報告を受ける。

ハ. 総務部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス統括責任者及びコンプライアンス実施責任者と連携の上、コンプライアンス状況のフォローアップを実施する。

ニ. 役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査では必要に応じて監査役、監査法人と適宜情報交換する等、三様監査体制を構築するとともに、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況の確認、内部統制システムの適合性、効率の検証を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会議事録、株主総会議事録、監査役協議会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「情報文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
- ロ. 情報文書管理部署である総務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。
- ハ. 「情報文書管理規程」等の関連規程は、必要に応じて見直しを図る。

(c) 損失の危険の管理に関する規程

- イ. 当社は、代表取締役又はその指名する者がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、当該規程の下で発足したリスク管理委員会を中心として多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ロ. 当社は、リスク・コンプライアンス管理委員会を四半期毎に開催し、リスク管理の進捗状況をフォローアップする。リスク・コンプライアンス管理委員会は、重要なリスクの管理状況について取締役会に報告し、適宜指示を仰ぐ。
- ハ. 不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとし、迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ロ. 取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各役職員に伝達する。また、代表取締役は取締役会において経営の現状を説明し、各取締役は各部門の業務執行状況を報告する。
- ハ. 「職務権限規程」や「業務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については決裁制度の見直しを適宜行い、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。

(e) 当社における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社の「ビジョン」、「経営理念」を共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - ロ. 毎期、中期経営計画を策定、ローリングを実施し、経営目標を明確化する。
 - ハ. 每月実施される定時取締役会において、年度事業計画（予算）の業績進捗状況を確認し、分析、改善施策検討を行うとともに、中期経営計画への影響度も適宜把握し、当該影響度と改善施策を踏まえて毎期、中期経営計画をローリングする。
- 二. 内部監査による業務監査により内部統制の有効性について監査し、その結果を代表取締役並びに主管部門の責任者に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。

(f) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- ロ. 監査役は、取締役会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- ハ. 監査役は、定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 当社は、監査役の職務を補助する使用者を配置していないが、監査役の判断にて監査役を補助する使用者を必要に応じて配置することができる。

ロ. 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取り扱いをうけないことを確保するための体制

イ. 監査役は、会社の重要な意思決定の過程、職務遂行の状況等を把握するため、取締役会をはじめとするすべての会議、委員会等に出席することができる。

ロ. 取締役及び使用人は、以下の事項を始め監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(i) 重要な機関決定事項

(ii) 経営における重要事項

(iii) 会社に重大なリスクを及ぼすおそれのある事項

(iv) 重要な法令、定款違反

(v) 不正行為

(vi) その他重要事項

ハ. 監査役に報告、相談を行った取締役、使用人に対して、当該報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取り扱いを禁止し、その旨を取締役、使用人に周知徹底する。

(i) 監査役の職務執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 取締役は、監査役の職務執行に協力し、監査の実効性を担保するため予算措置を図り、監査役の職務執行にかかる経費等の支払いを行う。

ロ. 当社は、監査役が職務執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。

ロ. 監査役は、取締役会を始め、重要な会議に出席することにより重要な報告を受ける体制とする。

ハ. 監査役は、業務管理本部各部門に呈して隨時必要に応じて監査への協力要請ができることとする。業務管理本部各部門は監査役による効率的な監査に協力する。

ニ. 監査役は、定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。

ホ. 会社は、監査役が立ち入り、重要な取引先等の調査、弁護士、公認会計士の外部専門家との連携等、各種重要情報が収集できる環境を整備する。

(k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 業務管理本部は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告制度に準じて、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行う。

(l) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

(i) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないこと。

(ii) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

ロ. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

(i) 反社会的勢力に対する基本方針を「反社会的勢力対応規程」に明記するとともに、全役職員への周知徹底に努める。

- (ii) 総務部を統括部門として、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合への解決を図る体制を整える。
- (iii) 取引先等について、「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- (iv) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- (v) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査室（担当者1名）が主管部署として業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善指示書を提出する体制をとっています。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務の品質安全等あらゆる事業運営上のリスクに加え、災害・事故に適切に対処できるよう「リスク管理規程」を制定施行し、リスク・コンプライアンス管理委員会において、リスク対応計画やその実施状況などを含めてリスクマネジメント活動全般を管理しております。各部門の担当者は、日常の業務を通じて管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合には、速やかに委員会に報告することとなっております。また、内部監査室は内部監査業務を通じ、各部門におけるリスクの識別、評価及び対策等の状況、並びにコンプライアンス推進体制が適切に構築・維持されているかどうか監査を行い、その結果を代表取締役に報告しております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役2名であり、取締役である杉山直氏と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他利害関係はありません。また、取締役である岡本哲郎氏と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役1名であり、監査役平田尚士氏と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしており、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、多様な視点、経験、高度なスキルを有する人材を選任しております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	121,751	121,751	-	-	6
監査役（社外監査役を除く）	5,980	5,980	-	-	1
社外役員	15,166	15,166	-	-	5
計	142,898	142,898	-	-	12

- (注) 1. 上記には、使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。
 2. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員は存在しないため、記載を省略しております。
 3. 取締役の報酬の限度額は2021年開催の第17回定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。
 4. 監査役の報酬の限度額は2021年開催の第17回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。

⑧ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引はありませんが、取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引については取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会が適時適切に把握し、少数株主の利益を毀損する取引を排除する体制を構築しております。

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は、15名以下、監査役は10名以下とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としています。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、取締役会において毎年6月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑯ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮すること等を目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令が規定する額において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	22,000	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、事業内容の特性等に基づいた監査日数等を勘案し、監査役の同意を得て監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人 A&A パートナーズにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人 A&A パートナーズにより中間監査を受けております。

4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)		当事業年度 (2023年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	820,775		762,455	
売掛金	593,163		616,847	
契約資産	4,958		7,157	
貯蔵品	2,886		4,168	
前渡金	320		241	
前払費用	27,996		28,709	
その他	3,796		19,306	
貸倒引当金	△1,175		△190	
流動資産合計	1,452,722		1,438,696	
固定資産				
有形固定資産				
建物	※ 1	42,566	※ 1	42,566
機械及び装置		7,581		7,581
工具、器具及び備品		14,239		16,555
土地	※ 1	57,240	※ 1	57,240
減価償却累計額		△24,213		△30,077
有形固定資産合計	97,415		93,866	
無形固定資産				
ソフトウエア		744		41,457
無形固定資産合計	744		41,457	
投資その他の資産				
出資金		100		100
従業員に対する長期貸付金		475		-
破産更生債権等		-		32,500
長期前払費用		657		394
繰延税金資産		73,814		69,993
その他		16,512		19,721
貸倒引当金		△0		△32,500
投資その他の資産合計	91,559		90,209	
固定資産合計	189,718		225,533	
資産合計	1,642,441		1,664,229	

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,944	14,462
短期借入金	350,000	300,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 3,936	※1 3,936
未払金	402,734	461,172
未払費用	20,267	21,668
未払法人税等	72,842	8,765
未払消費税等	167,732	127,254
返金負債	12	8
前受金	11,550	11,950
預り金	19,849	20,679
賞与引当金	128,825	135,736
流動負債合計	1,194,696	1,105,632
固定負債		
長期借入金	※1 44,240	※1 40,304
その他	53	53
固定負債合計	44,293	40,357
負債合計	1,238,989	1,145,989
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
利益準備金	5,600	5,600
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	367,671	482,460
利益剰余金合計	373,271	488,060
株主資本合計	403,271	518,060
新株予約権	180	180
純資産合計	403,451	518,240
負債純資産合計	1,642,441	1,664,229

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年6月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	729, 952
売掛金	671, 438
契約資産	11, 685
貯蔵品	5, 340
前渡金	88
前払費用	70, 108
その他	1, 101
貸倒引当金	△138
流動資産合計	1, 489, 577

固定資産

有形固定資産

建物	※ 1	42, 566
機械及び装置		7, 581
工具、器具及び備品		20, 564
土地	※ 1	57, 240
減価償却累計額		△32, 878
有形固定資産合計		95, 074

無形固定資産

ソフトウエア	55, 553
無形固定資産合計	55, 553

投資その他の資産

出資金	100
破産更生債権等	32, 500
長期前払費用	308
繰延税金資産	69, 993
その他	19, 653
貸倒引当金	△32, 500
投資その他の資産合計	90, 055
固定資産合計	240, 683
資産合計	1, 730, 260

(単位 : 千円)

当中間会計期間
(2024年6月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	15,456
短期借入金	300,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 3,936
未払金	449,438
未払費用	41,829
未払法人税等	35,191
未払消費税等	99,799
前受金	16,916
預り金	15,353
賞与引当金	266,252
返金負債	5
その他	23
流動負債合計	1,244,204

固定負債

長期借入金	※1 38,336
その他	53
固定負債合計	38,389
負債合計	1,282,593

純資産の部

株主資本	
資本金	30,000
利益剰余金	
利益準備金	7,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	409,987
利益剰余金合計	417,487
株主資本合計	447,487
新株予約権	180
純資産合計	447,667
負債純資産合計	1,730,260

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	4,685,130	5,323,240
売上原価	3,778,528	4,382,270
売上総利益	906,602	940,970
販売費及び一般管理費	※1 652,544	※1 775,036
営業利益	254,058	165,933
営業外収益		
受取利息	30	22
受取配当金	2	3
受取家賃	2,210	1,573
助成金収入	2,156	1,350
ポイント還元収入	-	4,806
貸倒引当金戻入益	-	1
その他	213	3,647
営業外収益合計	4,611	11,404
営業外費用		
支払利息	2,675	2,549
受取家賃原価	761	756
貸倒引当金繰入額	0	-
営業外費用合計	3,438	3,305
経常利益	255,231	174,032
税引前当期純利益	255,231	174,032
法人税、住民税及び事業税	93,312	55,422
法人税等調整額	△21,502	3,820
法人税等合計	71,810	59,243
当期純利益	183,421	114,788

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(製品売上原価)					
期首製品棚卸高		-		-	
当期製品製造原価		348,084		377,512	
小計		348,084		377,512	
期末製品棚卸高		-		-	
製品売上原価		348,084		377,512	
(役務売上原価)					
I 労務費		3,253,474	94.8	3,819,528	95.4
II 外注費		51,145	1.5	41,233	1.0
III 経費		125,823	3.7	143,995	3.6
役務売上原価	※1	3,430,443	100.0	4,004,757	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
採用費 (千円)	81,185	88,455
支払手数料 (千円)	24,409	27,658

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【製造原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費	※2	249,913	72.5	308,826	73.5
II 外注費		66,598	19.3	67,618	16.1
III 経費	※3	28,325	8.2	43,794	10.4
当期総製造費用		344,837	100.0	420,239	100.0
仕掛品期首棚卸高		3,247		-	
合計		348,084		420,239	
仕掛け品期末棚卸高		-		-	
他勘定振替高	※4	-		42,726	
当期製品製造原価		348,084		377,512	

(注) ※1. 原価計算の方法はプロジェクト別の個別原価計算によっております。

※2. 労務費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給与及び賞与 (千円)	181,515	241,149
賞与引当金繰入額 (千円)	28,022	19,746
法定福利費 (千円)	37,074	44,582

※3. 経費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
地代家賃 (千円)	7,132	5,805
消耗品費 (千円)	1,684	2,473
旅費交通費 (千円)	1,920	2,031
支払手数料 (千円)	6,420	9,265

※4. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
ソフトウェア (千円)	-	42,726

【中間損益計算書】

(単位 : 千円)

	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
売上高		2,870,911
売上原価	※3	2,320,719
売上総利益		550,192
販売費及び一般管理費	※1 ※3	441,092
営業利益		109,099
営業外収益		
受取利息		7
受取配当金		3
受取家賃		1,057
助成金収入		2,792
ポイント還元収入		3,503
その他		4
営業外収益合計		7,367
営業外費用		
支払利息		1,283
受取家賃原価		400
その他		164
営業外費用合計		1,847
経常利益		114,620
税引前中間純利益		114,620
法人税等	※2	35,193
中間純利益		79,427

① 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計		
	資本金	利益剰余金			株主資本合計				
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	30,000	5,600	184,839	190,439	220,439	180	220,619		
会計方針の変更による累積的影響額			△589	△589	△589	-	△589		
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,000	5,600	184,249	189,849	219,849	180	220,029		
当期変動額									
当期純利益			183,421	183,421	183,421		183,421		
当期変動額合計	-	-	183,421	183,421	183,421	-	183,421		
当期末残高	30,000	5,600	367,671	373,271	403,271	180	403,451		

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計		
	資本金	利益剰余金			株主資本合計				
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	30,000	5,600	367,671	373,271	403,271	180	403,451		
会計方針の変更による累積的影響額							-		
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,000	5,600	367,671	373,271	403,271	180	403,451		
当期変動額									
当期純利益			114,788	114,788	114,788	-	114,788		
当期変動額合計	-	-	114,788	114,788	114,788	-	114,788		
当期末残高	30,000	5,600	482,460	488,060	518,060	180	518,240		

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計		
	資本金	利益剰余金			株主資本合計				
		利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	30,000	5,600	482,460	488,060	518,060	180	518,240		
当中間期変動額									
剩余金の配当		1,900	△151,900	△150,000	△150,000		△150,000		
中間純利益			79,427	79,427	79,427	-	79,427		
当中間期変動額合計	-	1,900	△72,472	△70,572	△70,572	-	△70,572		
当中間期末残高	30,000	7,500	409,987	417,487	447,487	180	447,667		

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	255,231	174,032
減価償却費	8,918	12,614
貸倒引当金の増減額（△は減少）	610	31,514
賞与引当金の増減額（△は減少）	7,983	6,910
受取利息及び受取配当金	△32	△25
支払利息	2,675	2,549
助成金収入	△2,156	△1,350
売上債権の増減額（△は増加）	△66,782	△23,684
契約資産の増減額（△は増加）	△4,958	△2,198
棚卸資産の増減額（△は増加）	3,404	△1,281
立替金の増減額（△は増加）	-	△12,747
破産更生債権等の増減額（△は増加）	-	△32,500
買掛金の増減額（△は減少）	7,253	△2,482
未払金の増減額（△は減少）	75,037	58,438
未払消費税等の増減額（△は減少）	64,608	△40,478
その他	12,175	△3,690
小計	<u>363,971</u>	<u>165,618</u>
利息及び配当金の受取額	32	25
利息の支払額	△2,617	△2,520
助成金の受取額	2,156	1,350
法人税等の支払額	△34,519	△119,499
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>329,021</u>	<u>44,973</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,000	△5,001
定期預金の払戻による収入	5,000	5,000
有形固定資産の取得による支出	△5,691	△5,552
無形固定資産の取得による支出	-	△44,226
その他	1,220	421
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△4,471</u>	<u>△49,358</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	100,000	△50,000
長期借入金の返済による支出	△5,376	△3,936
社債の償還による支出	△10,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>84,624</u>	<u>△53,936</u>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	409,174	△58,320
現金及び現金同等物の期首残高	406,600	815,775
現金及び現金同等物の期末残高	※ 815,775	※ 757,454

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年1月1日
至 2024年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前中間純利益	114,620
減価償却費	10,440
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△51
賞与引当金の増減額（△は減少）	130,516
受取利息及び配当金	△10
支払利息	1,283
助成金収入	△2,792
売上債権の増減額（△は増加）	△54,590
契約資産の増減額（△は増加）	△4,528
棚卸資産の増減額（△は増加）	△1,172
立替金の増減額（△は増加）	14,681
買掛金の増減額（△は減少）	994
未払金の増減額（△は減少）	△11,733
未払消費税等の増減額（△は減少）	△27,454
その他	△18,135
小計	152,067
利息及び配当金の受取額	10
利息の支払額	△1,286
助成金の受取額	2,792
法人税等の支払額	△8,766
営業活動によるキャッシュ・フロー	144,817
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△5,001
定期預金の払戻による収入	5,001
有形固定資産の取得による支出	△5,650
無形固定資産の取得による支出	△20,094
その他	391
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,353
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△1,968
配当金の支払額	△150,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△151,968
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△32,503
現金及び現金同等物の期首残高	757,454
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 724,950

【注記事項】

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4～15 年
建物附属設備	8～15 年
機械及び装置	5～10 年
工具、器具及び備品	4～10 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、ほとんどの事業において、履行義務を充足した後の通常の支払い期限は概ね3ヵ月以内であり、取引の対価を1年内に受領しているため、重要な金融要素を含んでおりません。事業別の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ITスクール事業

IT分野の資格取得のための講座や法人研修を提供し、各種役務提供を履行義務として識別しております。講座カリキュラムの消化や研修提供期間にわたり履行義務が充足されます。そのため、当該提供期間で収益を認識しております。

② 人材ソリューション事業

IT分野に特化した技術者派遣や主に技術者の人材紹介を提供し、各種役務提供を履行義務として識別しております。ITソリューションは、SES・請負・人材派遣の契約期間にわたり履行義務が充足し、人材紹介は、顧客が採用を決定し実際に入社した時点で充足されます。ただし、人材紹介契約に返金義務がある場合は、過去の返金実績より返金額を見積って返金負債とし、取引価額からその金額を控除して収益を認識しております。

③ コンテンツソリューション事業

システム開発・運用、ゲーム企画・制作、Webサイトや情報システムなどの脆弱性診断、Webサイト媒体運営やCM作成などを提供しております。当該サービスについて、契約期間がごく短いものを除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の進捗度の見積りは、主に見積総原価に対する実際発生原価の割合で算出しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産	73,814	69,993

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額、並びに将来減算一時差異等のスケジューリングに基づき、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に定める企業分類に従って、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りや将来減算一時差異等のスケジューリングに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
建物	2,155千円	1,183千円
土地	57,240	57,240
計	59,396	58,424

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	3,936千円	3,936千円
長期借入金	44,240	40,304
計	48,176	44,240

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 29.6%、当事業年度 35.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 70.4%、当事業年度 65.0%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
役員報酬	133,220千円	142,898千円
給料手当	195,701	252,309
減価償却費	8,918	8,221
支払報酬	76,184	57,160
貸倒引当金繰入額	609	31,516
賞与引当金繰入額	25,479	27,538

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000,000	-	-	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
発行者	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	180
合計		-	-	-	-	-	180

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000,000	-	-	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
発行者	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	180
合計		-	-	-	-	-	180

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1 株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	150,000	利益剰余金	50	2023年12月31日	2024年3月30日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
現金及び預金勘定	820,775千円	762,455千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△5,000	△5,001
現金及び現金同等物	815,775	757,454

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針であります。

資金調達については、必要な資金は銀行借入による調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

破産更生債権等は、金銭債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、従業員に対する貸付であり、信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等はすべてが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については「与信管理規程」に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

破産更生債権等は、取引先ごとの回収可能性を定期的に把握する体制としております。

出資金は、定期的に出資先企業の財務状況等を把握し、出資先企業との関係を勘案して保有状況の見直しを継続的に行っております。

長期貸付金については、当社の「貸付金規程」に準じて、定期的に回収状況を確認しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（返済期日に返済できなくなるリスク）の管理

当社は、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	48,176	48,176	—
負債計	48,176	48,176	—

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」は、現金であること、又は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は上記に含めておりません。なお「出資金」については金額的に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(※3) 長期借入金の時価については、当該借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
破産更生債権等	32,500		
貸倒引当金(※3)	△32,500		
	—	—	—
資産計	—	—	—
長期借入金(※4) (1年以内に返済予定のものを含む)	44,240	44,240	—
負債計	44,240	44,240	—

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」は、現金であること、又は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は上記に含めておりません。なお「出資金」については金額的に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(※3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※4) 長期借入金の時価については、当該借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	820,775	—	—	—
売掛金	593,163	—	—	—
契約資産	4,958	—	—	—
合計	1,418,897	—	—	—

当事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	762,455	—	—	—
売掛金	649,347	—	—	—
契約資産	7,157	—	—	—
合計	1,418,959	—	—	—

※破産更生債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,936	3,936	3,936	3,936	3,936	28,496

当事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,936	3,936	3,936	3,936	3,936	24,560

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2022年12月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	48,176	—	48,176

当事業年度（2023年12月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	44,240	—	44,240
負債計	—	44,240	—	44,240

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度 9,781 千円であります。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度 10,759 千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 561名	当社新株予約権の受託者 1社
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 296,826株	普通株式 150,000株
付与日	2022年1月11日	2021年12月23日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年12月1日 至 2031年11月30日	自 2021年12月23日 至 2036年12月22日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」の「新株予約権の行使の条件」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		—
前事業年度末	294,371	—
付与	—	—
失効	5,914	—
権利確定	—	—
未確定残	288,457	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	150,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	150,000

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	50
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であることから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法によっており、当社株式の評価額は、純資産方式により算出した金額を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額	53,794千円
----------------------	----------

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円
--	-----

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	44,560千円	46,951千円
未払事業税	7,780	921
貸倒引当金	—	9,921
未払費用	7,010	7,495
ソフトウエア	12,078	11,070
資産除去債務	1,699	1,614
その他	2,383	3,556
繰延税金資産小計	75,513	81,529
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,699	△11,535
評価性引当額小計	△1,699	△11,535
繰延税金資産合計	73,814	69,993

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	34.6%	-
(調整)		
住民税均等割等	0.2	-
軽減税率適用による影響	△0.4	-
所得拡大促進税制特別控除	△5.2	-
評価性引当額の増減	△0.0	-
その他	△1.1	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.1	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金及び差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
ITスクール		
個人向けサービス	15,533	21,834
法人向けサービス	87,935	105,086
人材ソリューション		
ITソリューション	4,183,587	4,782,629
人材紹介	34,494	32,507
コンテンツソリューション		
ワンストップソリューション	41,226	55,407
セキュリティソリューション	106,347	135,321
WEB媒体運営、受託開発、CM作成	66,620	73,764
ゲーム企画、開発、プロデュース	131,629	111,020
その他	17,755	5,668
顧客との契約から生じる収益	4,685,130	5,323,240
外部顧客への売上高	4,685,130	5,323,240

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)

5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	526,380	593,163
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	593,163	649,347
契約資産（期首残高）	-	4,958
契約資産（期末残高）	4,958	7,157
契約負債（前受金）（期首残高）	6,349	11,550
契約負債（前受金）（期末残高）	11,550	11,950

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）

当社は、人材ソリューション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

当社は、人材ソリューション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している以外の有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております

(2) 有形固定資産

本邦に所在している以外の有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員 主要株主	藤 正幸	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 66.3	債務 被保証	オフィス 賃貸の連帯保証 (注1)	-	-	-
							当社銀行借入に対する債務被保証 (注2)	150,000	-	-

(注) 1. 当社事務所の賃貸借契約に対して、債務保証を受けており、年間の支払家賃は 22,114 千円であります。また、保証料の支払いは行っておりません。

2. 取引金額には、被保証債務の年度末残高を記載しております。なお当社は保証料を支払っておりません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員 主要株主	藤 正幸	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 66.3	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注)	150,000	-	-

(注) 取引金額には、被保証債務の年度末残高を記載しております。なお当社は保証料を支払っておりません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	134円42銭	172円69銭
1株当たり当期純利益金額	61円14銭	38円26銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	183,421	114,788
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	183,421	114,788
期中平均株式数（株）	3,000,000	3,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式の概要	-	-

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	403,451	518,240
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	180	180
（うち新株予約権（千円））	(180)	(180)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	403,271	518,060
普通株式の発行済株式数（株）	3,000,000	3,000,000
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	3,000,000	3,000,000

(重要な後発事象)

当社は、2024年9月17日開催の取締役会において、社宅の設備投資を決議し、2024年10月に社宅建築用土地を取得いたしました。

(1) 設備投資の目的

社宅の取得をすすめることで、従業員の満足度を高め、採用力強化を実現し、人材競争の中で優位性を確保、継続的な成長につながることを目的としております。

(2) 設備投資の内容

① 所在地	東京都板橋区高島平
② 取得資産の種類	土地2件（合計 476.84 m ² ）
③ 用途	社宅建築用土地
④ 取得日	2024年10月
⑤ 取得価額	218,795千円

(3) 当該設備が営業・生産活動等に及ぼす重要な影響

2024年12月期の業績への重要な影響はありません。今後、社宅の建築計画を進め、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示することとします。

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（中間貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法（中間貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4～15 年
建物附属設備	8～15 年
機械及び装置	5～10 年
工具、器具及び備品	4～10 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、ほとんどの事業において、履行義務を充足した後の通常の支払い期限は概ね3か月以内であり、取引の対価を1年以内に受領しているため、重要な金融要素を含んでおりません。事業別の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ITスクール事業

IT分野の資格取得のための講座や法人研修を提供し、各種役務提供を履行義務として識別しております。講座カリキュラムの消化や研修提供期間にわたり履行義務が充足されます。そのため、当該提供期間で収益を認識しております。

② 人材ソリューション事業

IT 分野に特化した技術者派遣や主に技術者の人材紹介を提供し、各種役務提供を履行義務として識別しております。IT ソリューションは、SES・請負・人材派遣の契約期間にわたり履行義務が充足し、人材紹介は、顧客が採用を決定し実際に入社した時点で充足されます。ただし、人材紹介契約に返金義務がある場合は、過去の返金実績より返金額を見積って返金負債とし、取引価額からその金額を控除して収益を認識しております。

③ コンテンツソリューション事業

システム開発・運用、ゲーム企画・制作、Web サイトや情報システムなどの脆弱性診断、Web サイト媒体運営や CM 作成などを提供しております。当該サービスについて、契約期間がごく短いものを除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の進捗度の見積りは、主に見積総原価に対する実際発生原価の割合で算出しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

当中間会計期間
(2024年6月30日)

建物	1,064千円
土地	57,240
計	58,304

担保付債務は、次のとおりであります。

当中間会計期間
(2024年6月30日)

1年内返済予定の長期借入金	3,936千円
長期借入金	38,336
計	42,272

(中間損益計算書関係)

※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当中間会計期間
(自2024年1月1日
至2024年6月30日)

役員報酬	62,401千円
給料手当	142,900
減価償却費	8,617
支払報酬	34,094
貸倒引当金繰入額	△51
賞与引当金繰入額	47,398

※ 2. 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

※ 3. 減価償却実施額は次の通りであります。

当中間会計期間
(2024年6月30日)

有形固定資産	4,441千円
無形固定資産	5,998
計	10,440

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,000,000	-	--	3,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
発行者	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	180
合計		-	-	-	-	-	180

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	150,000	50	2023年12月31日	2024年3月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間
(自2024年1月1日
至2024年6月30日)

現金及び預金勘定	729,952千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△5,001
現金及び現金同等物	724,950

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2024年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
破産更生債権等 貸倒引当金（※3）	32,500		
	△32,500		
	—	—	—
資産計	—	—	—
長期借入金（※4） (1年以内に返済予定のものを含む)	42,272	42,272	—
負債計	42,272	42,272	—

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」は、現金であること、又は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は上記に含めておりません。なお「出資金」については金額的に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(※3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※4) 長期借入金の時価については、当該借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2024年6月30日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	42,272	—	42,272
負債計		42,272	—	42,272

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等について、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金及び差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
ITスクール	
個人向けサービス	10,131
法人向けサービス	124,570
人材ソリューション	
ITソリューション	2,598,275
人材紹介	11,423
コンテンツソリューション	
ワンストップソリューション	21,443
セキュリティソリューション	68,286
WEB媒体運営、受託開発、CM作成	25,538
ゲーム企画、開発、プロデュース	8,313
その他	2,928
顧客との契約から生じる収益	2,870,911
外部顧客への売上高	2,870,911

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)

5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

当中間会計期間 (2024年6月30日)	
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	649,347
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	703,938
契約資産（期首残高）	7,157
契約資産（期末残高）	11,685
契約負債（前受金）（期首残高）	11,950
契約負債（前受金）（期末残高）	16,916

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社は、人材ソリューション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している以外の有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)
(1) 1 株当たり純資産額	149円16銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	447, 667
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	180
(うち新株予約権(千円))	(180)
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	447, 487
普通株式の発行済株式数(株)	3, 000, 000
普通株式の自己株式数(株)	-
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	3, 000, 000

	当中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)
(2) 1 株当たり中間純利益	26円48銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	79, 427
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	79, 427
普通株式の期中平均株式数(株)	3, 000, 000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できいため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2024年9月17日開催の取締役会において、社宅の設備投資を決議し、2024年10月に社宅建築用土地を取得いたしました。

(1) 設備投資の目的

社宅の取得をすすめることで、従業員の満足度を高め、採用力強化を実現し、人材競争の中で優位性を確保、継続的な成長につながることを目的としております。

(2) 設備投資の内容

① 所在地	東京都板橋区高島平
② 取得資産の種類	土地2件（合計 476.84 m ² ）
③ 用途	社宅建築用土地
④ 取得日	2024年10月
⑤ 取得価額	218,795千円

(3) 当該設備が営業・生産活動等に及ぼす重要な影響

2024年12月期の業績への重要な影響はありません。今後、社宅の建築計画を進め、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示することとします。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	42,566	—	—	42,566	15,975	3,492	26,591
機械及び装置	7,581	—	—	7,581	5,130	725	2,450
工具、器具及び備品	14,239	5,552	3,236	16,555	8,972	4,883	7,583
土地	57,240	—	—	57,240	—	—	57,240
有形固定資産計	121,628	5,552	3,236	123,943	30,077	9,101	93,866
無形固定資産							
ソフトウェア	1,539	44,226	—	45,766	4,308	3,513	41,457
無形固定資産計	1,539	44,226	—	45,766	4,308	3,513	41,457

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(資産の種類)	(内容)	(金額)
工具、器具及び備品	什器等の購入	5,552千円
ソフトウェア	社内開発の労務費	42,726千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	350,000	300,000	0.7	—
1年以内に返済予定の長期借入金	3,936	3,936	0.8	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	44,240	40,304	0.8	2025年～2035年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	398,176	344,240	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	3,936	3,936	3,936	3,936

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,175	32,690	272	903	32,690
賞与引当金	128,825	135,736	128,825	-	135,736

(注) 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	66
預金	
普通預金	756,648
定期積金	740
定期預金	5,001
小計	762,389
合計	762,455

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社NTCテクノロジー	36,026
株式会社IDデータセンターマネジメント	31,330
NTTコミュニケーションズ株式会社	28,528
NECネットエスアイ株式会社	25,035
キーウェアサービス株式会社	22,438
その他	473,487
合計	616,847

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
593,163	5,966,131	5,942,446	616,847	90.6	37.0

ハ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
貯蔵品	
バウチャーチケット	4,105
切手・印紙等	33
商品券等	29
合計	4,168

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社Creatal・Works	3,520
梶原 徳和	2,200
株式会社ユニコーンテクノロジー	1,494
株式会社GAP	1,474
株式会社ORINEXT	1,265
その他	4,508
合計	14,462

ロ. 未払金

相手先	金額(千円)
給与	271,923
健康・介護・厚生年金保険料	129,511
労働保険料	19,728
株式会社フリー	5,864
株式会社日本カストディ銀行	5,151
その他	28,993
合計	461,172

ハ. 未払消費税等

相手先	金額(千円)
消費税及び地方消費税	127,254
合計	127,254

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 —</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 —</p> <p>買取手数料（注2） 無料</p>
公告掲載方法	電子公告により行います。 https://sie.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2022年1月11日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 296,826株
発行価格	1株につき 50円
資本組入額	25円
発行価額の総額	14,841,300円
資本組入額の総額	7,420,650円
発行方法	2021年11月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。

(注) 1. 第三者割当等による募集株式等の割当て等及び所有に関する制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式の割当（上場前の公募等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当を含む。）、新株予約権の行使による株式の交付（前に規定する新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者が、担当J-Adviserに対して、次項に定める事項について確約を行わせるものとする。

①割当又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6か月を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）までの継続所有。

②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2023年12月31日であります。

2. 発行価格は、純資産方式により算出した価格を基礎として算出しております。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	50円
行使期間	自2023年12月1日 至2031年11月30日
行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部【企業情報】 第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

2 【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
榎本 敏行	東京都大田区	会社役員	12,460	623,000(50)	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)
河内 潤	東京都町田市	会社役員	11,851	592,550(50)	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)
近藤 哲	東京都台東区	会社員	11,851	592,550(50)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
棚邊 努	東京都台東区	会社役員	11,508	575,400(50)	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)
植村 浩二	東京都府中市	会社員	11,175	558,750(50)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
木名瀬 裕章	千葉県松戸市	会社員	10,935	546,750(50)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
小林 光裕	神奈川県横浜市泉区	会社員	10,935	546,750(50)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
須藤 雄一	埼玉県川口市	会社員	10,350	517,500(50)	当社の従業員
玉井 満	埼玉県鴻巣市	会社員	10,350	517,500(50)	当社の従業員
藤井 聖士	東京都府中市	会社役員	10,350	517,500(50)	特別利害関係者等(当社の取締役)
窪田 匠知	神奈川県川崎市川崎区	会社員	9,600	480,000(50)	当社の従業員
本田 崇	神奈川県川崎市宮前区	会社員	9,600	480,000(50)	当社の従業員
小川 剛	東京都文京区	会社員	9,450	472,500(50)	当社の従業員
渡邊 勇樹	東京都大田区	会社員	9,090	454,500(50)	当社の従業員
杉山 貴彦	静岡県熱海市	会社役員	6,000	300,000(50)	特別利害関係者等(当社の取締役)
當眞 翳敬	埼玉県三郷市	会社員	4,500	225,000(50)	当社の従業員
佐藤 清一	東京都世田谷区	会社員	4,500	225,000(50)	当社の従業員
福田 豊一	埼玉県ふじみ野市	会社員	4,500	225,000(50)	当社の従業員
保坂 貴徳	東京都葛飾区	会社員	4,500	225,000(50)	当社の従業員
鶴巻 啓太	神奈川県川崎市高津区	会社員	4,500	225,000(50)	当社の従業員
高橋 裕也	神奈川県川崎市高津区	会社員	4,500	225,000(50)	当社の従業員
土橋 直樹	東京都国立市	会社員	3,900	195,000(50)	当社の従業員
中道 賢	千葉県船橋市	会社員	2,160	108,000(50)	当社の従業員
小野 茂	東京都墨田区	会社員	1,980	99,000(50)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
渡辺 敦	栃木県小山市	会社員	1,950	97,500(50)	当社の従業員
宮川 みらい	東京都文京区	会社員	1,800	90,000(50)	当社の従業員
横山 勝也	千葉県習志野市	会社員	1,800	90,000(50)	当社の従業員
菅野 真弥	千葉県八千代市	会社員	1,800	90,000(50)	当社の従業員
八賀 洋充	神奈川県川崎市多摩区	会社員	1,590	79,500(50)	当社の従業員
川辺 啓祐	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	1,590	79,500(50)	当社の従業員
太田 一成	東京都中野区	会社員	1,590	79,500(50)	当社の従業員
宮下 優作	千葉県船橋市	会社員	1,590	79,500(50)	当社の従業員
川田 将之	東京都江戸川区	会社員	1,500	75,000(50)	当社の従業員
羽深 龍二	神奈川県横須賀市	会社員	1,500	75,000(50)	当社の従業員
吉田 哲也	東京都江戸川区	会社員	1,350	67,500(50)	当社の従業員
榎木 仁哉	千葉県船橋市	会社員	1,350	67,500(50)	当社の従業員
白川 幸恵	東京都足立区	会社員	1,350	67,500(50)	当社の従業員
和田 甲介	東京都荒川区	会社員	1,350	67,500(50)	当社の従業員
松尾 悠香	東京都調布市	会社員	1,350	67,500(50)	当社の従業員
高橋 洋介	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	1,200	60,000(50)	当社の従業員
佐波 克洋	東京都港区	会社員	1,200	60,000(50)	当社の従業員
甲田 哲也	千葉県松戸市	会社員	1,200	60,000(50)	当社の従業員
古川 靖	東京都三鷹市	会社員	1,200	60,000(50)	当社の従業員
宮本 由香利	東京都渋谷区	会社員	1,140	57,000(50)	当社の従業員
鈴木 朋宏	東京都大田区	会社員	1,050	52,500(50)	当社の従業員
圓城寺 将光	埼玉県越谷市	会社員	1,050	52,500(50)	当社の従業員
吉岡 浩育	東京都中野区	会社員	1,050	52,500(50)	当社の従業員
林口 裕志	東京都世田谷区	会社員	1,050	52,500(50)	当社の従業員
奥田 健太郎	千葉県千葉市若葉区	会社員	1,050	52,500(50)	当社の従業員
下荒磯 航	千葉県浦安市	会社員	1,050	52,500(50)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
松本 恭輔	千葉県流山市	会社員	1,050	52,500 (50)	当社の従業員
片岡 裕介	東京都大田区	会社員	1,050	52,500 (50)	当社の従業員
日下部 順洋	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	1,050	52,500 (50)	当社の従業員
谷口 英基	千葉県流山市	会社員	1,050	52,500 (50)	当社の従業員
森下 光一	東京都葛飾区	会社員	1,050	52,500 (50)	当社の従業員
指野 大和	東京都中野区	会社員	1,020	51,000 (50)	当社の従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は337名であり、その株式の総数は40,585株であります。

2. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。また、自己新株予約権につきましても、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
藤 正幸（注）1、2	東京都文京区	1,990,000 (一)	58.13 (一)
株式会社藤ホールディングス（注）1、4	東京都文京区小石川一丁目14番3	1,010,000 (一)	29.51 (一)
コタエル信託株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目4番1号丸の内ビルディング26階	150,000 (150,000)	4.38 (4.38)
榎本 敏行（注）3	東京都大田区	12,460 (12,460)	0.36 (0.36)
河内 潤（注）3	東京都町田市	11,851 (11,851)	0.35 (0.35)
近藤 哲（注）5	東京都台東区	11,851 (11,851)	0.35 (0.35)
棚邊 努（注）3	東京都台東区	11,508 (11,508)	0.34 (0.34)
植村 浩二（注）5	東京都府中市	11,175 (11,175)	0.33 (0.33)
木名瀬 裕章（注）5	千葉県松戸市	10,935 (10,935)	0.32 (0.32)
小林 光裕（注）5	神奈川県横浜市泉区	10,935 (10,935)	0.32 (0.32)
その他386名	—	192,385 (192,385)	5.62 (5.65)
合計		3,424,533 (424,533)	100.00 (12.40)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
 3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 4. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
 5. 当社の従業員
 6. 株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2024年11月8日

株式会社エスアイイー
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定期員 公認会計士 木間久幸
業務執行社員

指定期員 公認会計士 永利浩史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスアイイーの2023年1月1日から2023年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスアイイーの2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月8日

株式会社エスアイイー
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定期員 公認会計士
業務執行社員

木間久幸

指定期員 公認会計士
業務執行社員

永利浩史

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスアイイーの2024年1月1日から2024年12月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスアイイーの2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク

に対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上